

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第27号
件名	国に対して医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善する意見書を提出して頂きたい件に関する請願
請願者	文京区千駄木二丁目10番16号 文京の医療・看護・介護を考える会 代表 清水明子
紹介議員	藤原美佐子 萬立幹夫 宮崎文雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

私達「文京の医療・看護・介護を考える会」では、医療現場の過酷な勤務実態に対して全国の医療・介護・福祉に働く仲間とともに、国に対して改善と法規制の実施を求めて活動しています。

文京区には大学病院をはじめとする病院施設や診療所、介護施設など多岐にわたって区民の健康といのちを支えている現場とその職員が大勢います。しかしながら、医療や介護の現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により過酷な夜勤や長時間労働などが解消されず、どこの病院施設も連続16時間以上の長時間夜勤を行っており、多い所では1職員が月の半分も夜勤を行っている病院施設もあります。夜勤は、職員1人当たり受け持つ患者・利用者の割合が多くなります。300床を超える病院では看護師1人に対し10人から15人の患者を受け持ちます。また小規模の介護施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。このように過酷な夜勤実態を背景に慢性疲労を抱え、健康不安の訴えも多く離職を考えている職員が数多くいます。問題の根底は『慢性的な人手不足』が原因なのです。労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予出来ない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜勤は患者10人に対し1人以上、昼間は患者4人に対し1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、その為に必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めています。

福祉の町文京区から、区民・国民だれもが安全・安心の医療を受けられるよう、下記の事項を国に対して意見書を提出して頂きたく請願致します。

請願事項

- 1 医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制にすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減をはかること。